

循環型社会形成推進に係わる連携協定

岸和田市（以下「甲」という。）と大栄環境株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携・協力を積極的に推進するため、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携・協力することにより、ごみの減量化、再資源化などの取組を進め、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。
（1）ごみの減量化、再資源化などの廃棄物施策に係る調査・研究に関すること
（2）ごみの減量化、再資源化などの廃棄物施策に係る事業の実施に関すること
（3）その他、循環型社会の形成に関すること
2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（契約の締結）

第4条 本協定に基づき、甲が乙に対し業務を委託する場合は、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかからも解約の申し出がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合は、解約を予定する日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより本協定を解約できるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本協定を通じて知り得た相手方の秘密を本協定の目的以外に使用し、又は第三者に開示、漏洩してはならない。

（規定のない事項の取扱い）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定の各事項に疑義が生じた場合は、必要に応じ、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 5年 4月 14日

甲 大阪府岸和田市岸城町7番1号

岸和田市
岸和田市長

《 自署 》 ㊟

（市民環境部廃棄物対策課扱い）

乙 大阪府和泉市テクノステージ
二丁目3番28号
大栄環境株式会社
代表取締役 社長

《 自署 》 ㊟